

(仮 訳)

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋 ()

(2007年4月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/0407-01	企業結合における取得企業の識別.....	3
EECS/0407-02	消極的な所有である場合の子会社に対する支配.....	5
EECS/0407-03	承認が保留となっている工事に関連する借入費用の資産化.....	6
EECS/0407-04	リストラの計画.....	8
EECS/0407-05	売掛金の簿価.....	10
EECS/0407-06	貸付金の減損についての個別評価.....	12
EECS/0407-07	貸付金の減損についての個別評価.....	13
EECS/0407-08	貸付金の減損についての個別評価.....	14
EECS/0407-09	貸付金の減損についての個別評価.....	15
EECS/0407-10	貸付金の減損についての個別評価.....	17
EECS/0407-11	生物資産の会計処理.....	18
EECS/0407-12	企業結合.....	20
EECS/0407-13	取得および持分商品の発行に関連する費用の認識.....	22
EECS/0407-14	先渡購入及び対象物の引渡を通じて決済される非金融資産の売却.....	23
EECS/0407-15	外貨建貸付金の再表示.....	25
EECS/0407-16	少数株主の売建プッタブル金融商品に係る会計処理.....	26

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2009年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/0407-01 企業結合における取得企業の識別
事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/目論見書/事前承認
論点の分野：取得の会計処理、企業結合、逆取得
関連する基準書：IFRS 第 3 号
執行決定日：2005 年 1 月 15 日

発行者の会計処理についての記述

発行者 A (以下「A 社」という。)は、混合対価 (株式及び現金) の形態による企業結合を提案し、発行者 B (以下「B 社」という。)の株主に対して対価を発行した。法的な合併は、TOB の完了後に考慮される。発行者はいずれも、株式市場に上場している企業である。両社ともに、交換日における発行価額が彼らの株式の公正価値についての最善の証拠を提供すると推定するのに十分なだけの株式が、日々取引されている。

ターゲット企業 B 社の株式に対する、混合対価の内訳は以下の通りである。

- ・ A 社が発行した株式：B 社の公正価値の 77%
- ・ 現金支払額：B 社の公正価値の 23%

支払われる現金は、A 社の発行する負債証券によって賄われる。対応する新たな負債は、A 社の入札前の総資本(equity)のおおむね 70% (及び、結合後企業 (A + B) の資本の 15%) に相当する。B 社は、A 社よりもかなり大規模な企業である。入札前の公正価値は、A 社の市場価値が 600 であるのに対して、B 社の市場価値は 1,000 である。売上については、A 社のそれは、結合後企業 (A + B) の 35% を占める。

入札の結果、B 社の以前の株主は、結合後企業の経済的持分の 57% を保有すると予想される。TOB がおこなわれる以前に存在した二重の議決権(double voting rights)のため、A 社の当初の株主は、結合後の議決権(Combined voting rights)の 50.2% を支配する。

財務上及び事業上の方針に対する支配に関しては、株主間で、彼らの議決権を制限するような契約上の合意やその他の特別な合意は存在しない。

結合後企業は、監視委員会及び経営委員会を設置する。監視委員会はそれぞれの企業から 5 名ずつメンバーが出て、議長 (A 社の監視委員会の前議長) が賛否同数の場合に議長が投じる一票(casting vote)を有する。経営委員会は、3 名で構成され、議長は B 社の前会長兼 CEO である。その他の 2 名は、A 社の前 CEO と、B 社の副会長である。

目論見書に含まれるプロ・フォーマ情報では、B 社が A 社の取得企業として表示されていた。

執行決定

執行者は、A 社が取得企業であると判断した。

執行決定の根拠

IFRS 第 3 号は、すべての企業結合について、取得企業を識別することを求めている。第 17 項では、企業結合における取得企業は、他の結合当事企業の支配を獲得する企業であるという原則を定めている。現状では、結合後企業のマネジメントという点では両当事者は均衡しており、議決権の支配という点からは A 社の株主に若干の優位性が認められる。したがってこのような場合には、結合の性質をすべて分析しなければならない。なぜ IFRS 第 3 号が、前基準書である IAS 第 22 号「企業結合」で逆取得を扱っている第 12 項を引き継がなかったのかを説明している BC 第 57 項がいうように、IASB が、支配している所有権は、財務及び経営の方針を左右するということを必ずしも意味しないということを検討したということが強調されている。

このような結論に達するにあたり、執行者は、公正価値規準が適用されることによって、B 社が取得企業であるということが示唆されるのではないかという点について検討したが、IFRS 第 3 号の第 19 項から第 21 項に記載されている他の重要な規準についてもあわせて検討し、これらは A 社が取得企業であることを示唆していた。これらの他の規準とは、議決権の 50.2%を支配しているということとは別に、A 社が「(第 20 項(b)で言及されているように)現金またはその他の資産を支払った企業」であるということであり、A 社が株式を発行した企業であるという事実である(第 21 項を参照)。

番号：EECS/0407-02 消極的な所有である場合の子会社に対する支配

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：連結財務諸表、親会社、子会社

関連する基準書：IAS 第 27 号

執行決定日：2005 年 1 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、7 名で構成される C 社の取締役会を支配している。7 名の取締役のうち、4 名は発行者が指名し、3 名は他社 (B 社) が指名する。しかし、発行者が指名した取締役のうちの 1 名は、ほとんど取締役会に出席していない。残りの取締役の過半数の投票によって意思決定がなされている。

執行決定

執行者は、発行者が C 社を支配していると考えた。

執行決定の根拠

支配はとりわけ、発行者が取締役会における投票権の過半数を押さえる力を有している場合に存在すると推定され、発行者は取締役会あるいは経営機関を押さえることにより支配をしている (IAS 第 27 号第 13 項 (d)) 。

したがって、発行者が C 社に対する支配を実際に行使するかどうかにかかわらず、発行者が指名した取締役のうちの 1 名は、ほとんど取締役会に出席していない、発行者が支配力を行使しようと思えば行使できるという事実は変わらない。

したがって、当該取締役が取締役会に出席しないことで、消極的な所有と見られる場合であっても、それは支配、すなわち企業活動からの便益を得るために、その企業の財務及び経営方針を左右する力が存在すること (IAS 第 27 号第 4 項) を示唆している。それは、当該力が行使されるかどうかを問わない。

番号：EECS/0407-03 承認が保留となっている工事に関連する借入費用の資産化

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：借入費用

関連する基準書：IAS 第 23 号

執行決定日：2005 年 3 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、新工場を建設するために土地を購入する。当該土地は、購入時には農業用地であった。発行者の経営者は、地元の自治体当局に対して、土地の分類を農業用地から工業用地に変更するための許可を求めたが、当該許可は、地元住民の反対運動によって 6 ヶ月間保留となっている。

発行者の経営者は、土地の購入資金を賄うため、銀行からの融資を手当てした。当該借入金は、工場が操業を開始してから 7 年後が満期である。発行者の借入費用の資産化の会計方針は、IAS 第 23 号第 11 項により認められており、発行者は、IAS 第 23 号第 20 項及び第 22 項にしたがって、借入費用の資産化を開始した。

経営者は、新工場が建設されることによって、地元には大きな雇用が創出されることから、地元の自治体当局は土地の用途変更を認めるとみている。発行者は、すでに土地を購入してしまったこともあって、土地の用途変更の許可を取得できるように活発に働きかけを行っている。発行者の経営者は、許可は必ず取得できると確信しており、地方の法律のもとでは、許認可取得の多少の遅れは、珍しいことではないと考えている。

発行者は、IAS 第 23 号に基づき、借入費用は資産化されなければならないと判断した。

執行決定

発行者は、借入費用の資産化は容認できるものであり、一時的な遅延期間中、資産化は停止されるべきだとは考えなかった。

執行決定の根拠

建物を建設する目的で企業が取得した土地で、関連する開発行為が行われていない場合には、借入費用資産化の要件を満たさない(IAS 第 23 号第 22 項)。しかしながら、企業が例えば、許認可取得に関連する活動のような重要な技術的および管理的な作業をしている場合には、建設工事の開始前であっても借入費用の資産化が認められる。一時的な遅延が、資産を意図したように稼働させるために必要なプロセスの一部であるならば、借入費用の資産化は停止されない(IAS 第 23 号第 24 項)。本案件では、(地元住民の反対に起因する)

(仮 訳)

許認可を得るための一時的な遅延が、土地用途の再分類手続において不可避の部分であることから、資産化を停止する必要はない。

番号：EECS/0407-04 リストラの計画

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：リストラクチャリング

関連する基準書：IAS 第 37 号

執行決定日：2005 年 3 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、2 つのリストラ計画を公表した。

- (a) 今から 3 年のうちに綿花事業の 50% を売却する。これによって各工場の従業員の 15% と中間管理職の 10% が解雇される。購入者が現れ、両者を拘束する売買契約が締結された。
- (b) 1 年にわたる本社組織の再編成 (2 年以内に開始される)。これにより、本社の従業員の 20% が解雇される。

経営者は、それぞれのリストラ計画について、リストラ引当金の計上を提案している。

執行決定

執行者は、計画(a)については引当金を認識しなければならないが、計画(b)については、引当金を計上してはならないと考えた。

執行決定の根拠

それぞれのリストラ計画は、別々の事象に関連することから、別々に検討されなければならない。

IAS 第 37 号の第 72 項では、リストラに係る推定的債務は、次の場合にのみ生じるとされている。

- (a) 企業は、リストラについて少なくとも下記の事項を明確にした詳細な公式計画を有していること
 - () 関係する事業又は事業の一部
 - () 影響を受ける主たる事務所
 - () 雇用契約終結により補償されることとなる従業員の勤務地、職種及びその概数
 - () 負担する支出；並びに
 - () 計画が実施される時期；かつ
- (b) 企業はリストラ計画の実施を開始することによって、又はリストラの主要な特徴を、影響を受ける人々に公表することによって、企業がリストラを実行するであろうという妥当な期待を、影響を受ける人々に惹起していること。

リストラによって影響を受ける人々に計画を伝達した時に、当該計画が推定的債務を生じさせるに十分なものであるためには、リストラの実施をなるべく早く開始するように、そして計画に対する重要な変更が起こり得ないような時間的枠組みの中でリストラが完了するように計画される必要がある (IAS 第 37 号第 74 項)。

たとえば、企業が事業の売却を決定し、その決定を公表した場合でも、購入者が明らかになり、拘束力ある売買契約が締結されるまで、売却について約束したとは言えない (IAS 第 37 号第 79 項)。

計画(a)

執行者は、発行者がリストラ引当金を計上することは適切と考えた。なぜなら、いずれの当事者も撤回することができないような拘束力のある売買契約があり、IAS 第 37 号第 72 項の規定は満たされているからである。拘束力のある売買契約が適切に存在しなければ、リストラ計画が影響を受ける人々に妥当な期待を惹起することはない。

計画(b)

執行者は、発行者がリストラ引当金を計上してはならないと考えた。なぜなら、リストラ開始までに長い遅延が生じる (潜在的には 2 年間) ということは、企業が計画を変更する機会を持ちうるため、当該リストラ計画は影響を受ける人々に妥当な期待を惹起することはありそうにないということを意味するからである (IAS 第 37 号第 74 項)

番号：EECS/0407-05 売掛金の簿価

事業年度：2005 年 6 月期/中間財務諸表

論点の分野：減損、売掛金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 11 月 18 日

発行者の会計処理についての記述

建設業者である発行者は、債務が決済できない多くの顧客向けにサービスを提供した。問題を解決するために、発行者と債務者とその他の貸し手との間で 2002 年に協定書が交わされ、そこでは発行者の顧客である債務者とその他の貸し手は、債務の 65%を免除することで合意した。免除後の残額は一定の条件（特別な利率及び債務を債務者の関連会社の株式に転換できる可能性を含む）のもとで支払われることとなった。発行者は、協定書記載の条件を受け入れるとともに 35%を即座に受け取るか、あるいは違う条件を提示して交渉を続けるかを選択することができる。発行者は、協定書の内容をまだ受け入れていない。

2005 年 6 月 30 日付の中間報告書において、発行者は、協定書に基づく売掛金の簿価は、金融資産の直近の簿価に等しいことを根拠として、債権の減損処理を行わなかった。経営者は、資産の簿価を再計算することを求める規定は特にないと考えた。

会計監査人は、発行者の会計処理は IAS 第 39 号の第 58 項、第 59 項に準拠していないとして、限定付意見を付した監査報告書を出した。

執行決定

中間報告書は、売掛金の会計処理に関して IFRS の測定原則、特に IAS 第 39 号に従っていないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号において発行者は、貸借対照表日ごとに、金融資産または金融資産のグループが減損している客観的な証拠があるかどうかを検討しなければならないとされている (IAS 第 39 号第 58 項)。金融資産または金融資産のグループが減損して減損損失が認識されるのは、当該資産の当初認識後に発生した一つ又は複数の事象（損失事象）の結果としての減損の客観的な証拠があり、かつ、その損失事象が当該金融資産又は金融資産のグループの見積将来キャッシュ・フローに対して与える影響を、信頼性をもって見積れる影響を有している場合である (IAS 第 39 号第 59 項)。客観的な証拠としては、例えば、借手の財政的困難に関連した経済的または法的な理由による、そうでなければ貸手が考えそうにないような、借手への譲歩の供与が挙げられる。本件において協定書が存在するということは、

当該条件が満たされるということを示唆している。

損失は、資産の簿価と、当該金融資産の当初の実効利率で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値（まだ発生していない将来の信用ロスを除く）との差額として測定される。補償の資産と相殺しきれなかった結果として残った損失、例えば未収利息は、損益計算書で認識される。

しかしながら発行者は、見積キャッシュ・フローの現在価値の検討にあたり、元本及び潜在的な未収利息と等しい、将来予測される支払額と損失額とを相殺した。

番号：EECS/0407-06 貸付金の減損についての個別評価

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：減損、貸付金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 12 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

貸付金が減損しているかどうかを調べるために当該貸付金の現在価値を計算する際、発行者（銀行）は、正確なキャッシュ・フロー（貸付金から生じるすべてのキャッシュ・インフロー、アウトフローを含み、割引による影響も考慮）を検討しなかった。銀行は貸付金の価額を、貸付金の残高から、単純に担保の見積価値と見積将来支払額等を控除する形で計算した。この価額は、総括的な見積りが、割引によって影響があるということを示す場合に限り修正されている。最終的な修正は、詳細に検討されたキャッシュ・フローに基づいてではなく、総括的な見積りをベースとして行われた。

執行決定

会計処理は、IAS 第 39 号に準拠していないと考える。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号の第 63 項では、貸付金の減損損失の金額は、当該資産の簿価と、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローを、当該金融資産の当初（減損処理前）の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額であるとされている。IAS 第 39 号の AG 第 84 項では、短期債権に関するキャッシュ・フローは、割引の影響が重要でない場合には割り引かないとされている。

執行者が評価するところでは、貸付金の見積将来キャッシュ・フローの現在価値を計算する銀行のシステムは IAS 第 39 号第 63 項に準拠していない。執行者は、総括的な見積りが、割引の影響が重要であるということを示唆する場合にのみ、割引による影響を考慮するだけでは十分とは言えないと考えている。同様に、最終的な修正を、見積キャッシュ・フローを考慮することなく、そのような総括的な見積りをベースにして行うことも、対応として不十分と考える。

番号：EECS/0407-07 貸付金の減損についての個別評価

事業年度：2005 年 1 月期/年度財務諸表

論点の分野：減損、貸付金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 12 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

個々の貸付金に係る減損損失を計算する際、発行者（銀行）は個々の貸付金から生じると予測される将来キャッシュ・フローの最善の見積りを用いる代わりに、それぞれの貸付金の無担保の部分を、固定された平均的な確率を乗じて計算している(IAS 第 39 号第 63 項)。

使われている固定された確率は、減損の兆候を示す異なるタイプの明白な証拠とリンクしている(IAS 第 39 号第 59 項)。仮に、例えば発行者が重大な財政困難に直面(IAS 第 39 号第 59 項(a))したということが識別された場合には、減損損失は常に、貸付金の無担保部分の 40%の金額となるのに対して、契約の不履行(IAS 第 39 号第 59 項(b))があった場合には、無担保部分の 100%が常に減損損失となる。

固定された確率は、銀行の統計及び過去の経験をベースとした、貸付金のポートフォリオ全体に対する平均値である。

執行決定

発行者が、貸付金の減損を計算するためにとった方法は、IAS 第 39 号に準拠していない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号の第 63 項では、貸付金の減損損失の金額は、当該貸付金の簿価と、当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローを、当該金融資産の当初（減損処理前）の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額であるとされている。

執行者は、個々の貸付金の減損額を計算する銀行のシステムは、IAS 第 39 号第 63 項に準拠していないと考える。執行者は、貸付金のうち無担保の部分に対して固定された確率を乗じた額は、必ずしも、個々の貸付金から生じると予測される将来キャッシュ・フローの最善の見積りとは限らないと考えている。発行者は、固定された確率を適用したことによって生じた減損は、将来見積キャッシュ・フローの最善の見積りを表しているかどうかを評価しなければならない。そして最善の見積りではなかった場合には、計算された減損損失額について、必要な修正を行わなければならない。

番号：EECS/0407-08 貸付金の減損についての個別評価

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：減損、貸付金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 12 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

個別に評価された貸付金に係る減損損失を計算するにあたり (IAS 第 39 号第 63 項)、発行者 (銀行) は、複数の異なるキャッシュ・フロー・シナリオ (典型的には 3~5 種類) を検討し、それぞれの発生確率を評価して、加重平均確率を計算した。銀行は、この方法が、IAS 第 39 号 AG 第 86 項に準拠した、貸付金から生じる将来の予測キャッシュ・フローにかかる最善の見積りを計算する方法であると考え、基準書が求めている最善の見積りは、キャッシュ・フローの「最頻値」と定義されるものを必ずしも意味しないと考えた。

執行決定

減損損失を計算するこの方法は、IAS 第 39 号に準拠しており、したがって発行者は異議を唱えなかった。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号の AG 第 86 項では、減損損失の金額の見積りは、単一の金額となる場合もあれば、可能な金額の範囲となる場合もあるとされており、後者の場合には、企業はその範囲内の最善の見積りに等しい減損損失を、貸借対照表日現在で存在している状況に関する、財務諸表の公表前に入手可能なすべての関連性のある情報を考慮して認識するとされている。

発行者は、個別に評価された貸付金に係る減損損失を計算する銀行の方法に、異議を唱えることはないと考えている。なぜなら IAS 第 39 号の AG 第 86 項では、減損損失の金額の見積りは、単一の金額となる場合もあれば、可能な金額の範囲となる場合もあるとされているからである。基準書に準拠して、発行者は、起こりうる結果をベースに、確率を加重平均して検討を行った。

番号：EECS/0407-09 貸付金の減損についての個別評価

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：減損、貸付金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 12 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

貸付金をひとまとめにして減損の評価を行うために貸付金をグルーピングする際、発行者（銀行）は、信用格付のみを勘案し、それ以外の貸付金のセグメンテーションを行わなかった。この方法を用いて同じグループに分類された貸付金は、同じ経済状況においては、変化に対して同様の感応度であると考えられた。

例えば銀行は、置かれている経済的な状況はそれぞれ異なるにもかかわらず、単に彼らがいずれも特定の信用格付を有しているという理由だけをもって、同グループの漁業従事者と農業従事者に対して貸付を実行した。例えば漁業従事者は、漁業割当量の価格の値上がりに対して敏感に反応する一方で、農業従事者向けの貸付金は、牛乳の生産割当量の価格の上昇に最も敏感に反応する。

執行決定

減損レビューのために、銀行が貸付金をグルーピングする方法について、執行者は異議を唱えない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号の第 59 項では、金融資産のグループが減損するのは、当該資産グループの当初認識後に発生した一つ又は複数の事象の結果としての減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象が当該金融資産グループの見積予想キャッシュ・フローに対して、信頼性をもって見積れる影響を有している場合であるとされている。

金融資産のグループにかかる客観的証拠には、以下のようなそれらの資産の当初認識以降に測定可能な見積将来キャッシュ・フローの減少があったことを示す観察可能なデータが含まれる。

- ・ グループの中の借手の支払状況の不利な変化
- ・ グループの中の資産の貸倒れと相関関係のある全国的又は地域的な経済情勢（例えば失業率の上昇、不動産価格の下落、石油価格の下落等）

AG87 項では、減損の集団的評価の目的上、金融資産のグルーピングは、債務者が契約条

件に従った要支払額の全額を支払う能力を示す信用リスク特性の類似度に基づいて（例えば、資産の種類、業界、地理的な場所、担保の種類、延滞状況、その他の関連する要因を考慮した信用リスク評価または格付けプロセスに基づいて）行われるとされている。当該項はさらに、ここで選択される特性は、評価の対象となる資産の契約条件に従った要支払額の全額を債務者が支払う能力の指標となることにより、このような資産グループに係る将来キャッシュ・フローの見積りに関連性があるものであると述べている。

AG 第 89 項では、将来キャッシュ・フローの変動の見積りは、期間ごとの関連する観察可能なデータ（例えば、失業率、不動産価格、商品価格、支払状況、又はその他の、グループに発生した損失とその大きさを示す要因の変化）の変動を反映し、それと方向性において首尾一貫したものとするとされている。

BC 第 122 項では、資産を次の 1 つないしは複数の特性を基にグルーピングすることが可能であると述べている。

- ・ 債務不履行確率の見積り、又は信用リスクの格付け
- ・ 種類（例えば抵当ローンまたはクレジットカードローン）
- ・ 地理的な場所
- ・ 担保の種類
- ・ 相手方の種類
- ・ 延滞状況
- ・ 満期日

将来キャッシュ・フローの見積りにおける、さらに高度な信用リスクモデル又は方法論では、複数の要因、例えば資産の種類を考慮することになる信用リスク評価又は格付け、業種、地理的な場所、担保の種類、延滞状況及びその他の評価の対象となる資産の特性や関連する損失データが結合されている場合がある。

最後に、BC 第 123 項は、IASB がポートフォリオ・ベースでの減損を評価する上で、資産のグルーピングに用いられる方法は、最低限、個別の資産が確実に類似の信用リスク特性を持つ資産のグループに配分されるようにするものでなければならないと決定したと述べている。

これらの規定をベースに、執行者は、銀行が貸付金をグルーピングする方法、すなわち、同じグループ内の貸付金は同じような感応度を持つが、同じような経済状況の変化に対しては必ずしも敏感とは限らないとする方法に、異議を唱えることはないと考えた。なぜなら、AG 第 87 項と BC 第 122 項の最低限の規定は満たされているからである。

番号：EECS/0407-10 貸付金の減損についての個別評価

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：減損、貸付金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 12 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

個々の貸付金の減損損失を計算するにあたり、発行者（銀行）は通常、清算配当から生じる可能性があるキャッシュ・フローを考慮していない。銀行は、配当額及び正確な決済日は通常分らないため、清算配当から生じるキャッシュ・フローは、求められる程度の信頼性をもって測定することはできないと主張した。

執行決定

当該会計処理は、IAS 第 39 号に準拠していない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号第 59 項では、貸付金は、その当初認識後に発生した一つ又は複数の事象の結果としての減損の客観的な証拠があり、かつその損失事象が貸付金の見積将来キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積れる影響を有している場合にのみ減損し、減損損失が認識されるとされている。

IAS 第 39 号第 63 項では、減損損失の金額は、貸付金の簿価と、見積将来キャッシュ・フローを貸付金の当初（減損前）の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額であるとされている。

IAS 第 39 号 AG 第 86 項は、減損損失の金額の見積りは単一の金額となる場合もあれば、可能な金額の範囲となる場合もあるとしており、さらに後者の場合には、企業はその範囲内の最善の見積りに等しい減損損失を、貸借対照表日現在で存在している状況に関する財務諸表の公表前に入手可能なすべての関連性のある情報を考慮して認識すると述べている。

これらの規定をベースに、執行者は、配当から生じるキャッシュ・フローが発生する可能性が高く、かつ信頼性をもって測定することができる場合にはそれは考慮されるべきであると考えている。さらに執行者は、配当から得られる将来キャッシュ・フローの最善の見積りは通常信頼性の規準を満たし、信頼性をもった測定ができないことを理由に、配当から生じる可能性が高い将来キャッシュ・フローが考慮されないような場合は、きわめて限定されるだろうと考えている。

番号：EECS/0407-11 生物資産の会計処理

事業年度：2005 年 12 月期/中間財務諸表

論点の分野：生物資産、公正価値

関連する基準書：IAS 第 41 号

執行決定日：2006 年 2 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、重量が 4 キロを超える、生きている養殖鮭（内臓を取り除いて解体された切り身は 3.3 キロ）を公正価値で評価する一方、成長途上の鮭は原価で評価した。成長した 4 キロを超える鮭の公正価値は、活発な市場において、解体された鮭（IAS 第 41 号第 18 項 b に基づいて、「類似の資産」とされるもの）について観察される価格を用いて検討される。包括的な評価に基づき、発行者は、生きている成長途上の養殖鮭（4 キロ未満）の公正価値の代替的な見積り（将来正味キャッシュ・フローの現在価値を含む）は信頼性がないということが明らかであると考え、したがって IAS 第 41 号第 30 項に基づいて、これらの生物資産を原価で評価した。

執行決定

執行者は、重量が 4 キロに満たない鮭についても、IAS 第 41 号第 18 項 b のいう、類似の資産にかかる観察可能な市場が存在したと考えた。したがって、そのような生物資産は原価ではなく、公正価値で評価されなければならない。

執行決定の根拠

卵から成魚まで、鮭の養殖には平均して約 3 年を要する。鮭が成長する過程には、2 つの段階がある。すなわち卵から初めて海に下る鮭の幼魚（約 100 グラム）までの段階と、幼魚から成魚までの段階であり、それぞれの段階ごとに 15 か月から 18 か月を要する。生きている鮭の幼魚が売買されるような市場もあるが、養殖された鮭は解体されてから売却されるのが通例である。2004 年度に国内で生産され、販売された養殖鮭は、およそ 54 万トンであった。解体された最高品質の鮭については、重量ごと（1～2kg、2～3kg、3～4kg、4～5kg、5～6kg、7kg 以上）に区分して、業界団体が毎週価格情報を公表している。販売されている鮭のうち、おおよそ 20% - 30% が 4 キロ未満である。4 キロ未満の鮭の市場はスクラップの市場ではなく、人間が消費するための、最高級の鮭が販売される市場である。

執行者は、内臓を取り除いた上で丸ごと売られる解体された鮭は、会計的な意味からいえば、IAS 第 41 号第 18 項 b に従って、生きている鮭と同種の資産と考えた。このことはまた、いわゆる成長過程の養殖鮭にも当てはまる。生きている養殖鮭にかかる活発な市場

における観察可能な価格がない場合、生きている養殖鮭の公正価値は、解体された鮭と同じカテゴリーの活発な市場における観察可能な価格 (IAS 第 41 号第 15 項、第 18 項 b) を基礎として検討されなければならない。IAS 第 41 号第 20 項が定める、公正価値を見積るための代替的な方法 (将来純キャッシュ・フローの現在価値) は、IAS 第 41 号の第 17 項及び第 18 項で言及されているような価格あるいは価値が市場において入手可能な場合には、用いてはならない。

そのような解体された鮭について、IAS 第 41 号第 8 項のいう規準を満たす活発な取引市場は存在する。購入、売却の意思がある売り手及び買い手がいつでも見つかるような、解体された鮭のサイズは、各市場によって変わりうる。IAS 第 41 号第 9 項に準拠して、生物資産の公正価値は、その資産の現在の場所及び状態 (貸借対照表日における重量や品質を含む) に基づいていなければならない。したがって生きている鮭は、仮に当該鮭が貸借対照表日において解体されて販売されたとした場合の重量等級 (生きている鮭の重量から解体された鮭の重量に転換することに伴う修正を考慮したもの。) における、解体された鮭の活発な市場において、観察可能な価格に基づいて評価されなければならない。

フォローアップ

この決定は、財務省に上訴された。財務省は執行者の決定を支持したが、いくつかの項目について修正及び追加を求めた。もっとも重要なことは、最終的な裁定者が、内臓を取り除いたうえで丸ごと売られている解体された鮭は、会計的な意味からは、IAS 第 41 号第 18 項 b に準拠して、生きている鮭の類似の資産となり、そしてそのことは、いわゆる成長途上の養殖鮭にも等しく当てはまるという、執行者の決定を支持したということである。したがって、解体された鮭の観察可能な価格が、成長途上の生きている鮭の公正価値を決定する際の基礎として用いられなければならない。財務省が決定した、執行者の決定に対する修正のうち主要なものは、IAS 第 41 号第 18 項 b における「差異を反映するための修正」という用語がどのように適用されるべきなのかということについて、一定のコメントを加えたということである。修正は、解体された成長途上の鮭の価格と、生きている成長途上の鮭の活発な市場における仮想の市場価格との間の違いを反映しなければならない。これらの修正は、現在の場所及び状態のもとで、生きている鮭の第三者間取引価格として市場の参加者が設定すると予想される評価と、整合的でなければならない。

財務省による裁定は、2006 年の第 4 四半期以降における財務報告から効力が生じるように決定された。したがって、過去の会計期間に関連する比較財務情報は、それに応じて訂正されることとなった。

番号：EECS/0407-12 企業結合
事業年度：2005 年 6 月期/中間財務諸表
論点の分野：企業結合
関連する基準書：IFRS 第 3 号
執行決定日：2005 年 9 月 5 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、IFRS の認識及び測定原則に準拠して、2005 年 6 月 30 日に終了する中間報告書を表示した。

期中に、発行者ははるかに大規模な非上場企業である B 社を取得した。当該取得は、次のように会計処理された。

1. 取得前には、B 社の主要な株主 (C 社) は、発行者にとって少数株主に過ぎなかった。
2. C 社は非現金の拠出として、発行者に対し B 社の株式を拠出した。その取引は、持分金融商品の交換、事実上は、株主がある会社における持分を他社の持分に交換する取引であることを示していた。
3. この取引によって、C 社は、発行者の親会社となり、発行者はその代わりに B 社の親会社となった。中間報告書において、企業結合は、発行者が B 社を取得したとして認識された。B 社の資産および負債は、取得にかかる会計処理に準拠して、公正価値で再評価された。比較情報は、発行者の過去のアニュアルレポートから拾われた。

執行決定

発行者は、この企業結合は逆取得であると考えた。

執行決定の根拠

IFRS 第 3 号では、取得者は、企業結合において他の結合する企業に対する支配を獲得した企業である (第 17 項)。持分証券の交換を通じて行われる企業結合においては、通常は持分証券を発行する企業が取得企業である。しかしながら、結合する企業のどちらが他の企業 (又は複数の企業) の財務及び経営方針を左右する力を有しているのかを判定するために、すべての関連する事実及び状況を検討しなければならない。非上場会社が証券取引所に上場する手段としてより小さい公開企業に取得されるような逆取得においては、取得企業は、持分証券を取得された企業である場合がある。

規制当局は、本事案では B 社が取得企業であり、発行者は被取得企業であると考えた。なぜなら、B 社が、企業活動からの便益を得るために、法的な親会社の財務及び経営方針を左右する力を持っていたからである。IFRS 第 3 号の下では、この企業結合は逆取得に該当

する。持分証券の交換を通じて、B 社がはるかに小さい公開企業に取得されたことによって、証券取引所への上場を達成したからである。持分証券が交換されることにより、B 社の主要な株主である C 社が、上場会社の主要株主になるという形での影響も生じた。

この結合は逆取得に該当するため、発行者の資産および負債は公正価値で再評価される一方、B 社の資産と負債は従前の価値で評価されなければならない。発行者の中間財務諸表における比較情報は、法律上の子会社、すなわち B 社の前年の対応する期間の金額となる (IFRS 第 3 号第 B7 項)。

番号：EECS/0407-13 取得および持分商品の発行に関連する費用の認識

事業年度：2005 年 6 月期/中間財務諸表

論点の分野：取得の会計処理、持分商品、事業セグメント、手数料

関連する基準書：IFRS 第 3 号、IAS 第 32 号

執行決定日：2005 年 9 月 5 日

発行者の会計処理についての記述

2005 年の上半期に、発行者は現金及び非現金対価（負債の借換および転換を含む）を原資とする企業結合を行った。2005 年 6 月 30 日現在の中間財務諸表においては、企業集団の当該期間における業績が、企業結合及び増資に関連して発生した費用の重大な影響を受けたことが示されている。

発行者は、コンサルタント料を、持分金融商品の発行に関連する増資に係る他の費用とともに、中間財務諸表で損益として認識した。当該費用には、弁護士報酬、会計士報酬、コンサルタント報酬、銀行手数料、証券センターへの手数料、取引所に対して支払った目論見書関連費用などである。

執行決定

中間報告書は、IFRS の認識規定、特に取得に関連する費用の会計処理についての IFRS 第 3 号第 29 項及び、持分金融商品の発行に関連する費用についての IAS 第 32 号第 37 項の規定に従っていないと考えられる。

執行決定の根拠

IFRS 第 3 号第 29 項に従い、企業結合に直接起因するコンサルタント料のような費用はすべて、企業結合に係る包括的な費用の一部とみなされる。したがってこれらの費用は、企業結合にかかる費用の一部として資産化されなければならない。

IFRS 第 3 号第 31 項に定められているように、企業結合を行うために持分証券が発行された場合には、それにかかった費用は企業結合の取得原価には含めず、IAS 第 32 号に従って処理されることになる。IAS 第 32 号の第 37 項は、そのような費用は持分証券の発行で得た金額から減額し、資本の部からの控除として会計処理されると定めている。

発行者は、コンサルタント料のような企業結合に直接起因する費用は、IFRS 第 3 号第 29 項に従って会計処理し、企業結合にかかる費用の一部として認識しなければならないと考えた。持分金融商品の発行に関連する費用に相当する部分は、IAS 第 32 号第 37 項に従って会計処理し、資本と直接相殺する形で認識して記帳されなければならない。

番号：EECS/0407-14 先渡購入及び対象物の引渡を通じて決済される非金融資産の売却

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：先物契約、棚卸資産

関連する基準書：IAS 第 2 号、IAS 第 39 号

執行決定日：2005 年 1 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は電力事業を営んでおり、工業及び商業部門の両方を手掛けている。

2005 年 12 月期に、発行者は、発電の際に消費するガスを購入する先物契約を締結した。これらの契約では、発行者の将来の発電プロセスの一部を保証し、ひとたび購入されたならば、ガスは市場において再販売されないということが確認されている。契約はガス現物の引渡をもって決済され、現金による決済は想定されていない。契約条項には、契約終了時に発行者がガスの購入を望まなかった場合のペナルティ条項（買主が契約で取り決めた全量を引き取らなかったとしても、全量に対する対価を売主に支払わなければならないという取り決め）も含まれている。直近の同様の契約においては、発行者はガスを引き取っており、現契約においても同様に、ガスを引き取るつもりである。発行者は、それぞれの契約の開始時点において決定された、使用の必要に従って契約が実行されることを保証する、適切な内部管理システムを導入した。

発行者は、契約は、発電のプロセスにおいて使用あるいは消費される非金融項目（ガス）の受領を通じて契約は決済されると考え、それはIAS 第 39 号に従って処理するのではなく、IAS 第 2 号に従って、先渡購入として会計処理しなければならないと考えた。したがって、ブローカーへの支払手数料や保証料、及び先物市場特有のその他の項目は、前払金として会計処理し、ガスの取得費用に含めた。

執行決定

これらの契約に関して発行者が適用した会計処理に、執行者が異議を唱えることはない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号の第 5 項は、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約は、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、IAS 第 39 号を適用しなければならないことを確認している。IAS 第 39 号の第 6 項は、そのような契約を決済する様々な方法を示している。例外は、企業の予想される購入、販売、又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取りまたは引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約である。

執行者は、IAS 第 39 号第 5 項及び第 6 項がこれらの契約に適用されないということに同

意した。なぜなら、基礎となっている非金融項目（ガス）は物理的に受領され、会社の発電プロセスで実際に使用されるからである。

執行者はまた、ブローカーへの手数料、保証料及びその他の先物取引に特有の支払額は、前払金として処理し、ガスの原価に含めなければならないとする、IAS 第 2 号が適用可能であるということにも同意した。

これらのタイプの契約は、契約日に棚卸資産として記録し、評価される必要はなく、結果を記帳したり、契約日と契約満期日（実行日。すなわち棚卸資産が物理的に引き渡された日）との間の価格差を記帳したりする必要もない。これらの契約は、原資産（非金融資産）の受取日において、契約上合意された価格に追加的な支払額や預け金（契約日から受領日までの間のもの）のうち、最終的な契約の決済時に免除されなかったか、あるいは充当されたものを加算した価値を参照して、棚卸資産として記帳される。

番号：EECS/0407-15 外貨建貸付金の再表示

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：外貨換算レート、在外事業体に対する純投資

関連する基準書：IAS 第 21 号

執行決定日：2005 年 10 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

親会社（発行者）は、IAS 第 21 号第 15 項に従い、子会社に対する投資の一部として供与した外貨建貸付金を計上している。税制の変更および換算レートの実績を踏まえて、経営者は、これらの貸付金を米ドル建からユーロ建に切り替えた。

表示変更による子会社の機能通貨への影響はなかった。貸付金の切り替えは、再表示日におけるドル・ユーロ間の直物交換レートを用いて行われた。発行者は、在外活動に係る純投資の処分はないのであるから（IAS 第 21 号第 32 項）、貸付金の再表示前の換算差額は株主持分として保持されなければならないと考えた。

執行決定

執行者は、発行者の会計処理に異議を唱えなかった。

執行決定の根拠

在外活動事業体における正味投資額の一部を構成する外貨建貸付金の換算から生じる換算差額は、当該投資の処分時までは株主持分の項目として認識し、正味投資額の処分時に、損益として認識しなければならない（IAS 第 21 号第 32 項）。そのような外貨建貸付金の切り替えあるいは再表示は、形式上は投資に対する影響があるが、処分を伴っていない以上、実質的には影響はない。したがって、貸付金の再表示以前の換算差額は株主持分として保持される。

番号：EECS/0407-16 少数株主の売建プットブル金融商品に係る会計処理

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/目論見書

論点の分野：収益、商品販売高、サービス・プロバイダー

関連する基準書：IAS 第 32 号

執行決定日：2006 年 4 月 18 日

発行者の会計処理についての記述

2005 年までの会計方針

発行者は、2001 年 1 月に C 社の株式の 75%を取得した。残りの 25%は B 社が保有している。2001 年の C 社の企業結合の一環として、発行者と B 社は、売建（プット）契約を結んだ。B 社は、C 社に対する持分の 25%を、オプションが行使された時の株式の公正価値と同額で、発行者に対して売り建てる権利を有する。発行者は、現金で決済するか、あるいは同等額の自社の株式で決済するかを選択できる。当該オプションは、理由なしに行使することができる。

2004 年度までは、発行者は B 社の C 社における持分である 25%部分を、連結貸借対照表上少数株主持分として、株主持分に含めて認識していた（IAS 第 1 号第 68 項(o)及び IAS 第 27 号第 33 項）。連結損益計算書においては、C 社の損益のうちの B 社の持分相当額は、少数株主持分として認識されていた（IAS 第 1 号第 82 項(a)及び IAS 第 27 号第 33 項）。売建プットオプションは認識されていなかった。

2005 年の会計方針の変更

2005 年 1 月 1 日、発行者は改訂 IAS 第 32 号（2003 年）を遡及的に適用する（IAS 第 32 号第 97 項）。この改訂基準書は、企業における少数株主持分が株主持分、あるいは金融負債のどちらに分類されなければならないかについての、修正されたガイダンスを提供している。IAS 第 32 号の第 23 項は、企業が自らの持分金融商品を現金又はその他の金融資産で購入する義務を含んだ契約は、金融負債を生じさせると述べている。その結果、B 社の少数株主持分は、認識が中止される。

改訂 IAS 第 32 号が遡及的に適用されることにより、発行者は 2005 年の財務諸表において、以下の事項を報告した。

2001 年 1 月、企業結合が行われた時点において

- ・プットブル金融商品に係る負債（以後「負債」という）の認識（IAS 第 32 号第 23 項）
- ・C 社における B 社持分（少数株主持分）の認識中止（IAS 第 32 号第 23 項）
- ・過去に認識された希薄化利得の振り戻しによる株主持分の減少
- ・負債は償還額の現在価値ではなく、公正価値で評価された。なぜなら、それは流動負

債であると考えられたからである。B社はいつでもオプションを行使することができ、発行者にとってみれば、行使がいつなされるのか明らかではない。

2001年度から2005年度までの期間

- ・ B社に対する配当の支払いは負債の一部の返済として取り扱われたため、負債、すなわちC社におけるB社の持分である25%部分の公正価値が減少した。
- ・ 2003年12月まで、負債は発行者に対して支払われたそれぞれの配当の影響のみを受けた。

2003年以後、C社の売り上げが伸び、それによって高水準の利益がもたらされたことから、C社におけるB社の持分である25%部分の公正価値は増加した。IFRS第3号の第32項及び第33項をベースに、負債の価値の増加は、偶発的な購入対価の修正として会計処理した。その結果、2004年と2005年にのれんはさらに増加した。

少数株主持分の発生額は、少数株主持分から発行者の株主持分に振り替えられた(IAS第32号第23項)。発行者が「負債」を流動負債と考えたことから、利息費用は認識されていない。

執行決定

執行者は、2005年の財務諸表における会計処理は、違反行為を構成しないと決定した。

執行決定の根拠

連結財務諸表における少数株主持分の表示

IAS第32号第AG29項は、企業は少数株主持分をIAS第1号およびIAS第27号に従って表示すると述べている。しかしながら、連結財務諸表においてある金融商品を分類する際には、企業は、当該金融資産に関して、現金または他の金融資産を引き渡す義務又は負債への分類を生じるような方法で決済する義務を、グループ全体が有しているかどうかの判定において、グループの構成企業と当該金融商品の保有者との間で合意されているすべての契約条件を考慮する。その結果、IAS第32号の第23項は、C社におけるB社の少数株主持分について適用可能となる。

負債の当初認識と測定及び少数株主持分の認識中止

IAS第32号の第23項は、負債の相手方として、少数株主持分の認識が中止されなければならないかどうか、あるいは株主持分からの減額が十分かどうかについて明確に述べていない。少数株主持分の認識を中止することが論理的であると思われ、このアプローチをIAS第32号第23項は禁止していない。

IAS 第 32 号第 23 項によれば、負債はその償還額の現在価値によって測定されなければならない。一般的に売建オプションはいつでも行使可能であることから、発行者は当該負債を流動負債であると考え、その結果、償還額の現在価値は、C 社における B 社の持分である 25%相当額の公正価値と等しくなる。

目論見書指令のもとで、EU 加盟国の執行者は、この金融負債を流動負債とすることが正しいかどうかを検討して分析する権利や、金融負債の公正価値を評価する権利のいずれも有していない。これらは発行者の取締役会や監査人による見積りである。発行者の取締役会の判断を基礎として、執行者は、持分の 25%の公正価値と償還額の現在価値とが同額であるということに同意した。

利息の発生

IAS 第 39 号第 47 項は、企業はすべての金融負債を当初認識後、実効金利法を用いて償却原価により測定しなければならないと述べている。この金融負債は非流動ではなく流動負債であるとみなされることから、帰属利息の計算は無視してよく、利息費用は認識されない。

認識されたのれん

負債は、B 社の C 社における持分である 25%部分を将来取得することにかかる、(偶発的な)購入対価を表す。偶発的な購入対価は、IAS 第 32 号及び IAS 第 39 号の適用範囲から除外されており (IAS 第 32 号第 4 項(c)、IAS 第 39 号第 2 項(f))、「利息の発生」のところで述べたように、実効金利法を用いて測定される償却累計額 (金額はゼロ) 及び償還額 (配当) を除き、IFRS 第 3 号に従って測定される。

IFRS 第 3 号第 32 項は、企業結合の契約が、将来の偶発的な事象を条件として企業結合の取得原価を修正することを規定している場合で、そのような修正の発生の可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる時には、取得企業は当該修正の金額を取得日現在の企業結合の取得原価に含めなければならないと述べている。それに加えて IFRS 第 3 号第 33 項では、当該将来事象が発生しない場合、あるいは見積りの改訂が必要な場合には、企業結合の取得原価はそれに応じて修正しなければならないと述べられている。

IFRS 第 3 号の第 36 項は、取得企業は取得日時点において、被取得企業の識別可能資産、負債及び (偶発) 負債等を、取得日現在の公正価値で認識することにより、企業結合の取得原価を配分しなければならないと述べている。当該日 (2001 年 1 月 1 日) に、すべての識別可能な資産及び負債は公正価値で測定され、連結貸借対照表に計上される。その結果、

負債の修正額は、のれんとして認識される (IFRS 第 3 号第 51 項(a))。

前述の修正が 2004 年よりも以前に行われた場合には、これらの「負債」の公正価値の修正については IAS 第 22 号が適用される。その結果、認識されたのれんは、IFRS 第 3 号が適用可能となるまでの間は償却されることになる。

配当の支払い

少数株主持分の認識が中止されるため、B 社に対する配当の支払は、プッタブルな金融商品負債の返済とみなされる。

遡及的な適用

IAS 第 32 号第 97 項に従って、本基準書は遡及的に適用される。